第5185号（2-2）

READAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 3月 16日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 社会保障・税番号制度について

Q：マイナンバー制が導入されると、申告書等を提出する場合に何か変わることがあるのですか？

A：個人番号や法人番号を記載しなければならなくなります。

【解説】

番号法整備法や税法の政省令の改正によって、税務署等に提出する申告書・法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号を記載しなければならないこととなりました。

したがって、申告書や法定調書等を税務署等に提出する場合には、その提出者に係る「個人番号・法人番号」の記載が必要となるほか、法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける者は、法定調書の提出義務者に対して個人番号・法人番号を通知することなどが必要となります。

また、法定調書提出義務者が法定調書に記載するために金銭等の支払等を受ける者から個人番号の提供を受ける場合など、他人の個人番号の提供を受ける際は、本人確認をしなければなりません。

本人確認は、記載された個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）及び申告等を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要とされており、原則として、①個人番号カード（番号確認と身元確認）、②通知カード（番号確認）と運転免許証（身元確認）、③個人番号が記載された住民票の写し（番号確認）と運転免許証（身元確認）などで本人確認を行うこととされています。